

横浜市会インターネット中継に関する要綱（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(録画中継の掲載期間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>3 録画中継の掲載開始日から起算して4年を経過したときは、当該録画中継のホームページへの掲載を終了するものとする。この場合において、次の各号に掲げる会議の録画中継については、当該各号に定める期間ごとに当該期間分の掲載を一括して終了するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(録画中継の掲載期間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>3 録画中継の掲載開始日から起算して12年を経過したときは、当該録画中継のホームページへの掲載を終了するものとする。この場合において、次の各号に掲げる会議の録画中継については、当該各号に定める期間ごとに当該期間分の掲載を一括して終了するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成26年2月13日から施行する。</u></p>